

地域未来投資促進法第9条第1項の規定に基づく準則を定める条例の一部改正(案)に対する意見募集の結果

No.	意見の概要	高砂市の考え方
1	<p>高砂市の主要産業は製造業であり、瀬戸内臨海部の播磨工業地帯を構成する一翼でもあると認識する。</p> <p>今回の一部改正の提案は、環境面からみれば、「緑」の保全の後退とも見られるが、事業者のみを優遇するものではなく、設備投資の促進は、産業の振興、従業員の処遇改善、職場の確保等に資するものと思慮する。</p> <p>翻っては、市政にも貢献されるものではないか。また、それを期待する。</p> <p>環境保全には別の手法がある。今や高砂市は公害のまちはない。産業の振興なくしては発展もない。</p> <p>市議会への提案には、それなりの丁寧な根回しも必要だが、手順を尽くして一日も早い成立に期待する。</p>	<p>本市の製造業(ものづくり産業)は、我が国を代表する大手企業の工場が瀬戸内臨海部に林立し、協力企業とともに地域経済を牽引する典型的な企業城下町として、本市の経済を支え、発展してきました。</p> <p>提案している準則条例の基となる地域未来投資促進法に基づく基本計画では、市域南側沿岸部に位置する工専地域及び工業地域を重点促進区域と定め、本市の特性を活用した事業(成長ものづくり分野)の生み出す経済的波及効果が最大化することが狙いです。市内の工場が成長発展するための環境・基盤づくり(新たな設備投資や工場の増設・更新等が行いやすくなるための環境整備等)をするため、準則条例を改正し、対象工場内の緑地面積率の更なる緩和を行うものです。</p> <p>緑の保全については、対象工場には周辺地域の生活環境との調和に配慮するよう努めていただき、行政は、市民・事業者と一体となり、緑の基本計画に基づく事業を推進していきます。</p>
2	<p>工業地域及び工業専用地域の市民から見えない工場敷地内に、緑化面積率を確保するだけの緑地を整備するよりも、事業者による緑化支援に関する寄附、公共施設内の芝生設置、校庭緑化(公共小中学校運動場芝生化)などに協力を求め、住宅地域の緑地整備推進をお願いします。</p> <p>ただし、工場と住宅地の緩衝緑地として、敷地境界で騒音、悪臭、粉じん等の環境が悪化しない対策を講じるように、事業者に対して指導をお願いします。</p> <p>また、臨海部の工場の多くは、設備投資意欲が有っても、緑地面積率の制限のため工場敷地内に場所を確保することが出来ず、既存の設備更新が困難な状況にあります。市外への企業流出防止、事業規模を拡大しやすい環境整備のため、環境の保全を図りつつ積極的な施策をお願いします。</p>	<p>工場における緑地は、地域の自然環境との調和や、周辺住民の生活環境に及ぼす影響の低減化などの機能を持つことから、緑地面積率の緩和により、これらの機能が低下することを防止しなければなりません。市の緑化推進施策として、第4次総合計画において「自然と調和した環境共生都市」を掲げ、「基本目標に進展する都市機能と自然との共存・共生を図り、持続可能な循環型の環境づくりや低炭素社会に向けた取組を進める」としています。また、緑の基本計画では、緑の将来像として、「緑を守り、創り、育む生活文化都市 高砂」を掲げ、計画の推進体制では、「市民や市内の事業者の自主的な活動への支援を積極的に行っていくことで、緑のまちづくりに関する各主体がパートナーシップを築きやすい環境を整えていく。」としています。</p> <p>こうした取組状況を踏まえ、緑地等の面積率を緩和する一方で、工場の操業環境と周辺地域の生活環境と調和のとれた緑化を推進するため、対象地区の特定工場を持つ企業にも「民有地の緑化の推進」や「緑の意識の向上」の一端を担っていただくため、「工場立地特例対象区域内特定工場の周辺地域に係る生活環境に関する要綱」を定め、周辺地域の生活環境への配慮等に対し協力を求めていきます。</p>
3	<p>この条例は、工場立地法に基づく特定工場における緑地面積の割合(20%)を高砂市として法の許す範囲で緩和した条例(10%)であると理解しております。</p> <p>工場立地法は、工場内の敷地を緑化することにより公害や環境破壊を防ぐという目的で作られ、企業にも様々なメリット(・ヒートアイランド現象を軽減させることで環境問題の改善に貢献・騒音の軽減・防塵効果があり、夏の遮熱と冬の保温による省エネ効果・従業員のストレス軽減など)があるとされています。</p> <p>工場内に緑地を設けることの意義からすれば、高砂市内の工場においても20%の緑地面積を要求しても良いと考えますが、条例で10%にしたのは市の財政からやむを得なかったのかもしれませんが、今回の緑地面積工業専用地域1%、工業地域(住宅のある地域を除く)5%にすると言うのは、余りにもひどい削減だと思えます。</p> <p>理由は、①本来の工場の緑地面積の割合を定めた趣旨からはかけ離れた割合になっていること。市は他の地域での緑地面積を増やす事で相対的に緑地面積は確保できると言っています。しかし、工場敷地内に緑地を確保することに意味があったはず。従業員のストレス軽減や企業のイメージアップといったメリットも無視されるのでしょうか?対象企業へのニーズ調査もしたことですが、その内容の概略でも市民や市議会へ報告されているのでしょうか?</p> <p>②緑地の確保は現在および将来における健康問題にとって非常に大切であると考えます。高砂市においては農地なども減少し、環境は良くなっているとは到底思えません。市内のどこかに大きな緑地をつくれれば緑地面積の確保ができる、ではないはず。バランスよく緑地が存在することが、住民の健康に貢献すると思います。したがって、工場内緑地を減少させ、他地域に面積だけ移動させるという姑息な手段を取るべきではないと考えます。</p> <p>④この削減案は企業がもつと税を市に落としてくれるように、設備投資や新たな企業の確保で収入を増やそうということなのでしょうか。しかし世界的な景気減速状況や今後の経済見通しから積極的な設備投資や新規企業の参入は困難であると思えます。そのような不確定な状況の中で、現在の緑地化率を削減する条例の改正は行う必要なしと考えます。いったん消滅した緑地をとりもどすのは非常に困難です。</p>	<p>工場立地法の目的(法第1条)は、「工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、(中略)もって国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与すること」とされています。</p> <p>①について、工場立地法第4条の2では、「市町村は、自然的、社会的条件から判断して、他の準則によることが適当であると認められる区域があるときは、その区域の緑地面積率等について、条例で定めることができる。」となっており、高砂市では、地域未来投資促進法に基づき作成した基本計画において、市域南側沿岸部に位置する工専地域及び工業地域を重点促進区域と定め、本市の特性を活用した事業(成長ものづくり分野)の生み出す経済的波及効果が最大化するための施策として、対象工場の緑地面積率の緩和を明記しています。市が提案している緑地面積率等は、対象工場の設備投資や設備更新等を行いやすい環境を整備し、地域経済の一層の発展をめざすうえで、地域未来投資促進法に基づく基準の下限値としました。しかし、生産施設等の増設に伴い、緑地面積等が減少する対象工場に対し、市は周辺地域に係る生活環境に配慮するよう努めることを求め、対象工場の敷地内の未利用部分での新たな緑地等の確保についても協力を求めていきます。なお、企業ニーズ調査の結果については、準則条例一部改正提案時に市議会への参考資料として示しています。</p> <p>②について、住民及び従業員の健康等に貢献するため、工場内において緑地面積等を確保するためだけに緑地整備をするのではなく、地域住民が憩え、親しめる場所として、また、従業員が安らぐ場所として、緑地整備に努めていただくよう助言していきます。</p> <p>④について、対象工場へのニーズ調査(ヒアリングを含む)では、新たな設備投資、増設計画ももちろんのこと、市内の工場は設備更新の時期になっており、現状の緑地規制が設備の更新計画にも支障をきたしている状況となっています。現状のままでは、市内での生産活動の継続が難しくなり、市外への流出もありえると考えています。</p> <p>市内の緑の促進については、緑の基本計画に基づき、行政、市民及び事業者が一体となって、取り組んでいく必要があると考えています。</p>